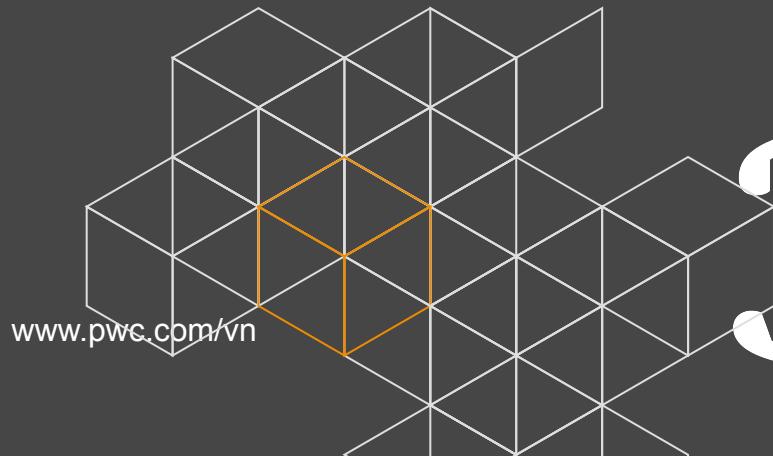
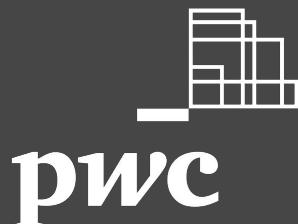




PwCベトナム ニュースブリーフ

原産地証明書申請における 標準BOM(消費量)の使用について



30
years
in Vietnam

概要

輸出品の原産地証明書を申請する際に、実績ベースのBOMとロス率が確定していない場合、標準ベースのBOMとロス率を使用することができます。



詳細

商品の原産地についてを定める商工省(MOIT)発行の通達

05/2018/TT-BCTによると、原産地証明書(C/O)を申請する企業は、輸出商品が原産地規則を満たすことを宣言・確約し、さらに「ロス率を含む完成品BOM」を申告しなければなりません。

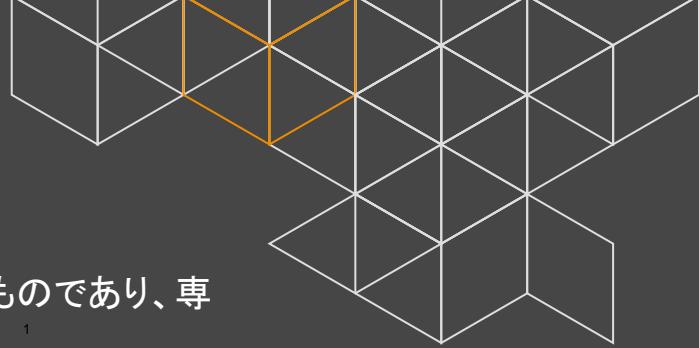
しかし、本通達には申告すべきBOMおよびロス率が実際なのか標準なのかは示されていません。通常、標準BOMとは、事前に定められた製品の1単位あたりの製造に必要な原材料および消耗品の数量のこと指します。

2023年8月25日、MOITの輸出入部門はオフィシャルレター708/XNK-XXHHを発行し、原産地説明表のBOMとロス率の申告に関するガイダンスを提供しました。

オフィシャルレター708によると、輸出品のC/O申請時に、実績ベースのBOMおよびロス率が利用できない場合には、会社は標準ベースのBOMおよびロス率を利用することができます。その場合、会社はデータが正確に申告され、適切な証憑に基づいていること、および輸出品に適用される原産地規則の要件を満たしている必要があります。

またオフィシャルレター708では、C/Oが発行された後、管轄当局が輸出品の原産地に関する調査または検証を行う場合に、実際BOMおよびロス率を適用した場合であってもC/Oにおける原産地情報が変わらないことを証明する必要があると強調されています。

お問い合わせ



本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。
詳細については個別にお問い合わせ下さい。



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



小暮 寛之 / Hiroyuki Kogure
シニアマネージャー
+84 32 543 6850
kogure.hiroyuki@pwc.com



塚本 裕之 / Hiroyuki Tsukamoto
マネージャー
+84 76 471 6470
tsukamoto.hiroyuki@pwc.com



www.pwc.com/vn

